新事業分野開拓者認定制度
（東京都トライアル発注認定制度）

募 集 要 項

平成２６年2月

【申請書類の提出締切り】

平成２６年4月１０日（木）まで

【受付時間】平日　９：００～１２：００、１３：００～１７：００

【書類提出・郵送先及び問合せ先】

〒１６３－８００１
東京都新宿区西新宿２－８－１　都庁第一本庁舎３０階中央
産業労働局商工部創業支援課総合支援係
電　話　（０３）５３２０－４７６２（直通）、内線 36-562
ＦＡＸ　（０３）５３８８－１４６２

1．本制度の概要

中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務（サービス）の普及を支援するため、高い新規性など都が定める基準を満たす新商品等を生産・提供する中小企業者を、「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」（新事業分野開拓者）として認定する（新事業分野開拓者認定制度）とともに、都の機関がその新商品等の一部を試験的に購入・評価する（トライアル発注事業）制度です。

（制度の概要）

○認定商品は、産業労働局ホームページ等において、広くＰＲします。

○認定商品が物品の場合、その認定期間中、都の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。ただし、認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約の理由になりません。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号）

○認定商品の一部について、都の機関が試験的に購入し評価します。

※ 認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。

※ 都の機関と随意契約できるのは新事業分野開拓者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

※地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。いわゆるＷＴＯ案件）の規定が適用される案件については、本制度による随意契約での購入はできません。（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は、購入金額が2,700 万円以上となる案件）

＜ 関係法令（抜粋）＞

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項（※１） の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

〈略〉

四　 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買い入れる契約をするとき。

以下略

※１　地方自治法

第二百三十四条　売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2　前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

以下略

物 品 と 役 務 に つ い て

○　物品・役務のいずれかの区分を選択して申請してください。

○　認定による「随意契約の適用」に違いがありますので、ご留意ください。

物　品

・既製品として生産されるもの。
・物品等買い入れ契約により調達されるもの。

認定により、都の機関は随意契約で購入することが可能。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号が適用される。）

役　務

・各種サービスの提供を行うもの。
・発注者の仕様により生産・提供されるもの。

認定だけでは、随意契約の理由にはならない。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号は適用されない。）

※ スタンドアローン（単体）で動作するソフトウェアなど、納入物品のみで申請を行おうとする機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。

※ ＡＳＰサービスなど、納入物品のみでは申請を行おうとする機能・性能の実現が困難なものは、役務に区分されます。

※ 平成２４年度から「役務(サービス)の提供」も対象となりました。

２．認定実績等

（１）認定実績

募集	応募数	認定数	トライアル発注事業による購入数
平成２３年度	１４２商品	２６商品	１７商品
平成２４年度	１４５商品	１４商品	１０商品
平成２５年度	１１８商品	１８商品	１１商品

（２）認定の効果

概ね４分の３の認定事業者が、本制度による認定の効果があった（「非常に効果があった」「少しは効果があった」の合計）と回答しています。

①認定商品の信用力

⇒約８５％の認定事業者が「かなり上がった」「少しは上がった」と回答

②営業活動の行いやすさ

⇒約８５％の認定事業者が「かなり行いやすくなった」「少し行いやすくなった」と回答

③認定事業者の声

- 本認定は、間接的ではあるが、ブランド力のない中小企業にとって信用力を高めるのに有効だった。開発企業としての自信につながり、営業的にも大きな効果があった。
- 都庁への導入実績を話すと信頼してもらえ、円滑に商談が進むケースが増えた。

（平成 23 年度・24 年度認定事業者へのアンケートより抜粋）

３．認定対象

（１）認定対象者

本制度の認定を受けられるのは、都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者に限られます。詳しくは別添１（p．９）を参照してください。

※　本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。したがって、新商品等の製造元ではない事業者（販売代理店など）からの申請は**対象外**となります。

※　物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している企業等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。

※　役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

（２）認定対象商品

本制度の対象商品は、販売を開始してから５年以内（平成２１年２月以降平成２６年２月までに販売開始）の物品及び役務です。ただし、以下のものは対象となりません。

【認定対象商品とならないもの】

・食品衛生法で規定する食品
・薬事法で規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品
・建設工事等における工法・技術

※　過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該商品に機能などが付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

４．認定基準

本制度の認定を受けるためには、次の（１）～（４）のいずれにも適合することが要件です。都が設置する審査会において書類審査、面接審査等を行い、認定基準を満たしているか判定します。

（１）新商品等が既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
（２）新商品等が技術の高度化や生産性の向上、あるいは都民生活の利便の増進に寄与するものであること
（３）新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
（４）新商品等が都の機関において使途が見込まれるものであること

※　関係法令等は別添２（p.　１１）を参照してください。

５．認定期間

認定期間は、認定を通知した日から２年を経過した日の属する年度末までです。
（平成２６年度は、認定を通知した日から平成２９年３月３１日まで）

６．認定手続きの流れ

（１）認定申請書の作成・提出（締切り：平成２６年4月１０日（木））

・記入例を参照の上、申請書をすべて記入してください。

・申請書は、添付書類と併せて、募集期間内に産業労働局商工部創業支援課まで持参または郵送してください。

（２）審査会での審査

・外部有識者等により構成される審査会において、認定基準を満たしているかどうかの審査を行います。

① 一次審査（書類審査）

・申請者全員に対し、一次審査の結果を郵送します。

・一次審査を通過した申請者には、二次審査の日程を通知します。

② 二次審査（面接審査）

・一次審査を通過した申請者に、申請内容の説明をしていただき質疑を行います。
（代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）

・審査補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに類する資料、その他顧客満足度、実績、都の機関における具体的な使途等に関する資料等を求める場合があります。

・二次審査（面接審査）を通過した申請者には、訪問調査の日程を通知します。

③二次審査（訪問調査）

・二次審査（面接審査）を通過した申請者に対し、生産・提供及び販売の実施方法、販売計画、資金の額及び調達方法について、訪問調査を行います。
（代表者又は代表者に準じて経営に関与している方が対応してください。）

④ 最終審査

・二次審査の結果を踏まえて、審査会において総合判定を行います。

（３）認定事業者の決定（認定書の交付・公表）　平成２６年9月上旬予定

・審査会の審査結果を踏まえ、知事が認定します。

・認定事業者の名称、所在地及び連絡先並びに対象となる新商品等の名称、価格及び内容を産業労働局ホームページやカタログなどで公表します。（新商品等の概要の作成等をお願いします。）

７．募集締切り及び申請方法等

（１）募集締切り

平成２６年４月１０日（木）まで（郵送の場合、当日必着）

※　申請書を持参される場合、締切り直前は多数の申請が集中することから、窓口は大変混雑が予想されます。大幅にお待たせすることもありますので、予めご了承ください。

（２）申請方法

申請書及び添付書類を作成の上、次ページの提出先に直接持参又は郵送してください。

※　具体的な申請内容についてのご相談には応じかねますので、予めご了承ください。

※　申請にあたり知事が認定要綱第９条に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合、認定を取り消すことがあります。
認定要綱第９条に掲げる事項は、別添３（p．１２）を参照してください。

（３）提出書類

提出書類は下表のとおりです。申請に必要な様式（①、②、⑦）は、以下の東京都トライアル発注認定制度ホームページからダウンロードできます。また創業支援課窓口でも配布します。

http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/trial/index.html

（または「東京都トライアル」で検索ください。）

<table>
<tr><th colspan="2">No.</th><th>提　出　書　類</th><th>提出部数</th></tr>
<tr><td colspan="2">①</td><td>新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書</td><td>３部
（正本１部写し２部）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">添付書類</td><td>②</td><td>新たな事業分野の開拓の実施に関する計画
（申請書様式（ワード）p.２以降）</td><td>3部</td></tr>
<tr><td>③</td><td>登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
個人の場合は住民票記載事項証明書
※直近３ヶ月以内のもの</td><td>１部
（正本１部）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>直近２営業期間の貸借対照表及び損益計算書
（これらの書類がない場合は、事業用資産の概要が記載された書類）</td><td>各2部</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>会社概要</td><td>１部</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>新商品等の詳細がわかるカタログ</td><td>2部</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート</td><td>１部</td></tr>
</table>

※　申請書類は原則 A4 サイズで提出してください。

※　正本用として１セット（①～⑦を１部ずつ）作成し、残部と併せてご提出ください。

※　提出していただいた書類は返却しませんので、予めご了承ください。

（３）提出・郵送先及び問い合わせ先

〒１６３－８００１

東京都新宿区西新宿２－８－１　都庁第一本庁舎３０階中央

産業労働局商工部創業支援課総合支援係

最寄り駅　都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」、ＪＲほか「新宿駅」

電話　０３－５３２０―４７６２（直通）、内線 36-562

【受付時間】平日　９：００～１２：００、１３：００～１７：００

不明な点は、事前に上記までお問い合わせください

８．認定後の流れ

○本制度による認定を日常の営業活動に活用することができます。（**本制度は新商品等の市場への普及拡大が目的であり、都の機関による新商品等の購入が目的ではありません。**）

○都の機関に営業を行う場合、原則として**認定事業者が購入の想定される局（部署）に対し、直接コンタクトを取っていただきます。**

※本制度による認定商品の一部について、都の機関が試験的に購入します。なお、購入できるのはあくまでも認定商品の一部であり、全ての認定商品を購入できるものではありません。（トライアル発注事業）

・役務の場合には、認定だけでは随意契約の理由になりません（ｐ.２参照）。また、随意契約により契約を締結しようとする場合には、認定商品の新規性・有用性・唯一性等について、改めて判断が必要となりますので、既存商品等との機能・性能等と比較して優れている点などについて、最新の資料の提出を依頼することがあります。

※トライアル発注事業で購入した認定商品については、一定期間後、使用部署が有用性等の観点から評価し、認定事業者の同意を得た上で産業労働局ホームページ等に公表します。

○認定事業者へは、後日、本制度に関する各種アンケート等への協力をお願いします。

９．留意事項

（１）本制度による認定は、認定商品の品質等を東京都が保証するものではありません。

（２）本制度による認定は、認定商品を東京都が購入することを約束するものではありません。

（３）申請書に含まれる個人情報は、本制度に関してのみ使用します。但し、ご同意いただける場合には、今後、都が行う各種事業のご案内を送付することがあります。
（申請書の所定の欄に記載（チェック）をお願いします。）

（４）申請書に含まれる著作物等の著作権は東京都に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、東京都はこれを無償で使用できることとします。

（５）審査の途中経過及び審査結果に関するお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

（６）東京都及び審査会は、本制度において認定した事業者が行う事業活動により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。

（７）特許権・意匠権・商標権・著作権などの知的財産権に関する責任、品質や安全性などに関する責任は、本制度において認定した事業者が負うものとします。また、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

（８）自社又は販売代理店などの関連企業が、認定を投資の勧誘など、認定商品の販売促進以外の目的で使用した場合、認定を取り消すことがあります。

別添１　認定対象者に関する詳細

本制度の認定対象となる、都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者は、以下（１）から（３）まで全てを満たすものとなります。

（１）都内に実質的な主たる事務所を有すること

「都内に実質的な主たる事務所を有すること」とは、次のいずれも満たす場合です。

① 都内に登記された事業所があること

② 会社概要、製品カタログ、ホームページ、名刺等の記載から、一貫して本店（本社）が都内にあると見受けられること

※ ②について疑義がある場合、納税証明書等を確認させていただくことがあります。

（２） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第２条第１項に規定する中小企業者であること

（下表参考。認定を受けようとする法人を設立しようとする方を含みます。）

業　種　等	資本金又は従業員等
製造業・建設業・運輸業・ソフトウェア業、情報処理サービス業・その他	３億円以下、又は３００人以下
卸売業	１億円以下、又は１００人以下
サービス業	５，０００万円以下、又は１００人以下
小売業	５，０００万円以下、又は５０人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	３億円以下、又は９００人以下
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等	「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」で規定する要件を満たすもの

（３）大企業が実質的に経営に参画していないこと

「大企業が実質的に経営に参画していないこと」とは、次のいずれも満たす場合です。

① 大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していないこと

② 大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していないこと

※　ここでいう「大企業」とは、（１）の中小企業者に該当しないものをいいます。

＜ 関係法令（抜粋）＞

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）

（定義）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

以下略

別添２　認定要件に関する関係法令等

＜認定要綱（抜粋）＞

「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 産労商調第 832 号）

第４条（申請方法）

　本要綱に基づく認定を受けようとする者（認定を受けようとする法人を設立しようとする者を含む。以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書（様式第１号）により、知事に申請するものとする。

（１）　新商品等の生産・提供等の目標

（２）　新商品等の内容

（３）　新商品等の生産・提供の実施時期

（４）　新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

２　申請者は、申請の際、次の附属書類を添付する。

（１）　登記事項証明書（個人の場合は住民票記載事項証明書）

（２）　直近２営業期間の貸借対照表及び損益計算書

（３）　会社概要

（４）　新商品等の詳細がわかるカタログ

（５）　新商品等の生産・提供による新事業分野開拓者認定申請書類チェックシート

第５条（事業者の認定と審査会の設置）

　知事は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該実施計画を実施しようとする者を新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定するものとする。

（１）　当該実施計画に係る新商品等が、既に企業化されている商品等とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

（２）　当該実施計画に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は都民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

（３）　新商品等の生産・提供及び販売の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。

（４）　当該実施計画に係る新商品等が、都の機関において使途が見込まれるものであること。

以下略

＜ 関係法令（抜粋）＞

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）

第十二条の三　普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第四号の規定により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであつても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二　当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三　次項第四号に掲げる事項が新商品の生産による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

２　実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一　新商品の生産の目標

二　新商品の内容

三　新商品の生産の実施時期

四　新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

以下略

別添３　認定要綱第９条に関する詳細

新事業分野開拓者認定制度の申請にあたり、以下の認定要綱第９条に同意頂く必要があります。

＜認定要綱（抜粋）＞

「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」の認定に関する要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 産労商調第 832 号）

第９条（認定の取消し）

知事は、認定新事業分野開拓者が、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、その認定を取り消すことができる。

（１）　実施計画（※１）（第６条の規定（※２）による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合

（２）　第３条第１項（※３）に定める認定対象に該当しなくなった場合

（３）　偽りの申請により認定を受けた場合

（４）　知的財産権に関し、特許権等の侵害など重大な障害があることが判明した場合

（５）　自社又は販売代理店などの関連企業が、認定を投資の勧誘など、認定商品の販売促進以外の目的で使用した場合

（６）　前各号のほか、この要綱に定める事項に反し、又は知事の指示に従わなかった場合

以下略

※１　実施計画とは、申請書類の「新たな事業分野の開拓の実施に関する計画」のことを指します。

※２　第６条（実施計画の変更申請と届出）

前条第１項の認定を受けた者（以下「認定新事業分野開拓者」という。）は、実施計画のうち新商品等の内容、都の機関において期待される新商品等の使用方法、新商品等の生産・提供及び販売の実施方法、新商品等の生産・提供及び販売の実施計画、又は新商品等の生産・提供及び販売に必要な資金の額及びその調達方法を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第２号）により、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

２　認定新事業分野開拓者は、実施計画について前項に掲げる事項以外の事項に変更があるときは、実施計画記載事項変更届（様式第３号）により、速やかに知事に届け出なければならない。

※３　第３条（認定対象者）

本要綱に基づく認定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）第２条第１項に規定する中小企業者であること。

（２）　都内に実質的な主たる事務所を有すること。

（３）　次のいずれにも該当し、大企業が実質的に経営に参画していないこと。

①　大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していないこと。

②　大企業が複数で発行株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していないこと。